

技 管 第 3 0 4 号
建 工 第 4 2 号
平成 29 年 11 月 2 日

交通基盤部本庁関係課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様
経済産業部各農林事務所長 様

交通基盤部建設支援局技術管理課長
工事検査課長

交通基盤部における神戸製鋼グループ製品の使用に係る当面の対応について
(通知)

今般の神戸製鋼グループにおける品質証明記録等の改ざんなどの不正問題を踏まえ、土木工事の品質確保のため、今後当面の間、同グループ社製の製品及び素材を使用した製品の使用にあっては、下記により対応すること。

記

- 1 対象工事 所管する建設工事（建築工事は除く。）
- 2 対象品目 神戸製鋼グループ各社による製品及びその素材を使用した製品
- 3 納入判断
 - ・(株)神戸製鋼所自身が品質に問題ないとした緊急点検結果の書類のみによる保証にあっては、これを認めない
 - ・神戸製鋼グループ以外の第三者が試験等を行い、品質に問題ないことの証明が確認できる場合は、これを認める
 - ・判断に当たっては、該当する全ての工事について、技術管理課へ報告する。

※当面の間とは、国等による新たな基準が示されるまでとし、それまでは、上記の対応を図るものとする。また既に施工済みの製品における対応については、今後の状況から判断を決めることとする。

担当：積算班・工事検査班
電話：054-221-2131・2132